

認定事業者としての適性を確認する 事前調査の実施体制の強化



高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

ご説明内容

- 1 完成・保安検査に係る認定制度について
- 2 現在の調査方法
- 3 今後のKHKの対応策

1 完成・保安検査に係る認定制度について

1-1 認定完成検査実施者 法第20条第3項第2号

認定完成検査実施者は、製造設備について、補修等の変更工事を行う際に、自ら完成検査を行うことができる。(通常は都道府県知事が行う完成検査を受けなければならない。)

1-2 認定保安検査実施者 法第35条第1項第2号

認定保安検査実施者は、製造設備について、自ら保安検査を行うことができる。(通常は都道府県知事が行う保安検査を年1回受けなければならない。)

1-3 認定要件 法第39条の3 法第39条の5 法第39条の7

協会等が行う調査において、完成・保安検査のための組織及び検査の方法が、省令に定められた認定要件に適合すると認められること。

1－4 認定保安検査実施者に係る認定基準(省令別表)

一. 本社の体制について

- イ 保安に係る基本姿勢
- ロ 保安管理

二. 事業所の体制について

- ・経済産業大臣が定める基準(告示)に従い、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行っていること。 →詳細は告示に規定(次頁)

三. 認定保安検査の体制について

- イ 運転を停止することなく保安検査を行うための措置
- ロ 認定保安検査組織
- ハ 認定保安検査業務
- ニ 認定保安検査の検査管理

1-5 事業所認定基準(告示)の構成

第一章 総 則

- ・目的、適用範囲、用語の定義

第二章 保安管理システム に係る一般要求事項

- ・一般要求事項、保安管理方針

第三章 計 画

- ・保安に影響を与える危険源、
- ・特定要求事項、
- ・保安管理目標、保安管理計画

第五章 評価及び監査

- ・実施状況の調査及び評価
- ・保安管理システムの監査
- ・記 録

第六章 是正及び見直し

- ・不適合事項の調査並びに是正措置
及び予防措置
- ・事業所長による見直し

第四章 実施及び運用

- ・体制及び役割等

- ①事業所全般に関する事項
- ②保安管理部門に関する事項
- ③設備管理部門に関する事項
- ④運転管理部門に関する事項
- ⑤協力会社に関する事項
- ⑥機器の寿命管理に関する事項
- ⑦開放検査体制に関する事項
- ⑧検査記録の活用に関する事項

- ・教育・訓練

- ・情報の連絡及び収集

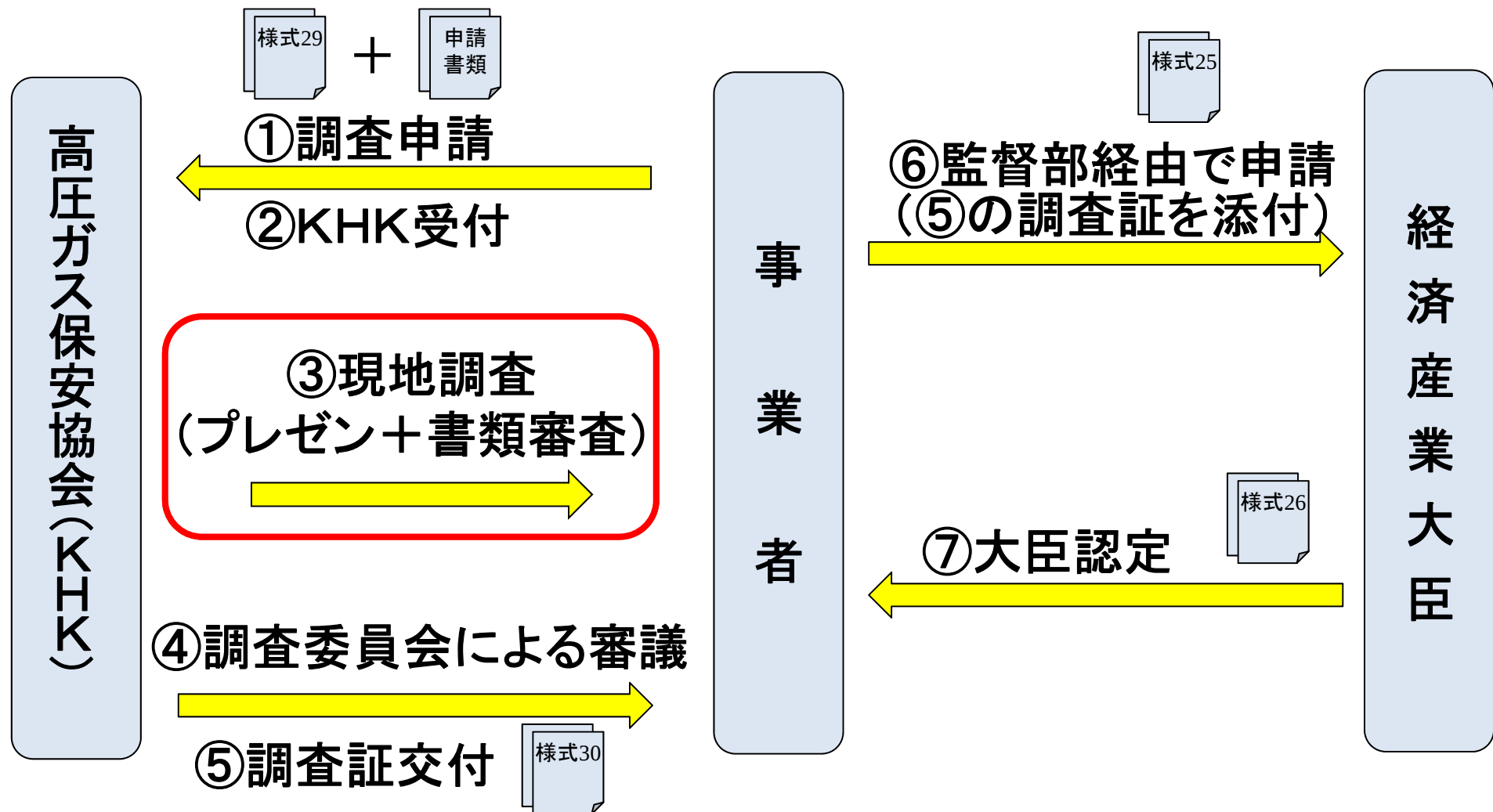
- ・保安管理システムに関する文書の
作成及び管理

- ・記録

- ・緊急事態への準備及び対応

2 現在の調査方法

2-1 認定検査実施者の認定までのプロセス



2-2 調査スケジュール(認定更新)

1日目

プレゼンテーション



2, 3日目

書類審査

- ・システム文書のレビュー
- ・実績確認
- ・各種報告書類の確認

（ 各種会議議事録
各種報告書
事故調査報告書 ）

- ・検査記録レビュー

現場計器室訪問

- ・引継ぎ記録確認
- ・日常点検記録
- ・インタビュー



3 今後のKHKの対応策

3-1 方向性

最近の重大事故に鑑み、以下の重点項目についてより深化し徹底した評価と検証を行い、保安管理システムが有効に機能するよう調査の項目と体制を見直す。

- ①システムの実効性
- ②従業員のシステムの理解、実践度
- ③保安管理(設備・運転・保安)活動の実績

また、他法令の違反等であっても、保安管理システムの実行において問題となるような違反等が確認された場合には、問題点が解決された上、再発防止できるようシステムが改善され、今後有効に機能されることを調査において確認する。

3-2 調査方法の見直し(重点調査項目の追加)

①リスクアセスメントの実施の確認

保安に影響を与える危険源を確実に抽出するべく、安全装置の誤動作や従業員の誤操作等を含めた非定常状態でのリスクアセスメントを実施していることを確認する。

②設備保全及び人材の育成の確認

保安関連の設備や人材への投資等に関する中長期的視点に立った計画に基づき、これらが着実に実施されていることを確認する。特に人材において事故を防止する上で重要となる危険を予知する能力を維持継続するための緻密な教育訓練を実施していることを確認する。

③保安管理体制の厳格化の確認

重大な保安管理義務違反への対応として、検査管理組織の第三者性が担保されているかどうか確認する。また、検査管理の業務範囲及び責任が明確になっていることを確認する。

3-3 調査体制の見直し

KHKの事前調査(現地調査)について、最近の重大事故等の原因を踏まえ、実際に企業における安全環境や設備の管理を経験した専門家を新たに加えて、バランスのよい構成となるよう現在の体制を見直す。

認定現地調査の見直し

・現行

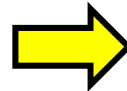
調査項目

1. 省令に定められた認定要件
2. 保安全管理システムの構築
3. 保安全管理に関する計画の策定

全項目について網羅的に確認

調査体制

1. 学識経験者
2. 都道府県
3. 協会役職員
4. 保安監督部(オブザーバ)



・見直し(案)

調査項目

1. 省令に定められた認定要件
2. 保安全管理システムの構築
 - ・システムの実効性
 - ・従業員のシステムの理解度等
 - ・非定常を含めたリスクアセスメント
 - ・保安全管理活動の実績
3. 保安全管理に関する計画の策定
 - ・設備保全及び人材の育成
 - ・保安全管理目標の達成状況
4. 他の法令違反も含めた再発防止

網羅性を維持しつつ、下線の項目について重点的に確認

調査体制

1. 学識経験者
2. **企業経験者**
3. 都道府県
4. 協会役職員
5. 保安監督部(オブザーバ)

